

# 原発60年超 規制委了承

## 1人反対「安全な改変でない」

原子力規制委員会は13日の臨時会で、原発の60年超

石渡明委員は、「科学的技術的な新知見に基づくものではない」「安全側への改変といえない」と主張。さ

針に対応する新たな制度案を決定し、原則40年という

期間の定めを経済産業省所管の電気事業法に移し、審査などによる停止期間を運転期間から除外することで

原子炉等規制法（炉規法）の改定案を了承しました。

らに、審査に時間をかければかけるほど「将来、より高経年化した炉を運転することになる」ことを理由に

委員5人のうち1人が反対しましたが、多数決で了承

反対を表明。石渡委員は8日の定例会でも反対を表明し、採決が延期されています。

規制の重要案件で、多数決で決するのは極めて異例です。

また、賛成した委員から「外から定められた締め切りを守らなくてはいけない」という感じでせかされて議論をしてきた」と(杉山智之

↓解説②面

「外から定められた締め切りを守らなくてはいけない」という感じでせかされて議論をしてきた」と(杉山智之

現在、規制委が所管する

炉規法の改定方針では、運転開始から30年以降、10年ごとに劣化管理のための計画を事業者が策定するなどとしています。

炉規法では原発の運転期間

13日の規制委で、地震・津波などの審査を担当する

は原則40年、規制委が認め

と述べています。

# 「法案提出の期限あった」

## 規制委の存在意義問われる

**解説** 原子力規制委員会の今回の決定

は、東京電力福島第一原発事故後の原発政策を大きく転換する岸田政権の「GX(グリーン・トラン스포ーメーション)実現に向けた基本方針」に対応した重大な変更です。にもかかわらず委員5人全員が賛同を得られず多数決で決められませんでした。賛成しながらも「決を採って進んでしまっているのか、疑問を感じ

### 原発60年超運転容認

る」と述べる委員もいました。

新たな制度は、運転開始から30年以降は10年ごとに規制委が認可する制度を導入し、原発の60年超運転を事実容認するもの。原子炉等規制法(炉規法)から原則40年、最長60年の運転期間の規定を削除する法案も了承しました。

唯一反対を表明した地産・津波担当の石渡明委員は、新制度には「60年目は何をするか決まっていな」と指摘。なかでも、審査をしていけば運転期間が減らない仕組みに「安全にかかわる」と反対しました。石渡氏は、電力会社の不備で審査が長引くのは電力会社の責任なのに、それで運転期間が延びるのは「非常におかしい」と述べ、「審査している人間として耐えられない」と発言しました。

原発の運転期間のルール

|      | 現行          | 新ルール                            |
|------|-------------|---------------------------------|
| 法律   | 原子炉等規制法     | 電気事業法                           |
| 運転期間 | 原則40年、最長60年 | 原則40年、最長60年を維持し、審査期間などを運転期間から除外 |

から議論の進め方に疑問が出されました。「われわれは独立した機関であって、われわれ

の中でじっくり議論すべきだった」

運転期間をめぐる規制委の議論が始まったのは山中伸介委員長が検討を指示した昨年10月初めでした。しかし、事務局である原子力規制庁と、原発の推進官庁の経済産業省資源エネルギー庁(エネ庁)が、その2カ月以上前の同7月末から9月下旬まで7回にわたって面談し、法整備の具体的な検討をしていたことが明らかになっています。

面談の事実が規制委にも報告されないうまま。規制庁は「協議、調整、すり合わせをしていなかった」と説明しますが、エ

ネ庁側の資料は公開しませんでした。

また、規制庁内で検討過程の複数の法改定案についての資料でも「メリット」「デメリット」の項目が「国民を混乱させる」などとして黒塗りでした。面談が繰り返されたことについて市民団体から「原子力の推進と規制の一体化ではないか」と指摘されています。今回の決定について山中伸介委員長は「法案を提出しなければならぬ期限があった」と述べています。規制側が推進側の動きに合わせて対応したことになり、規制委の存在意義が問われます。

(「原発」取材班)